

平成 28 年 5 月 30 日

西尾市議会議長 稲垣正明 様

西尾市議会議員

鈴木規子

申し入れ書

今般、議会運営、及び 6 月議会にあたって、下記の 4 項目を申入れます。議長におかれては、これを議会運営委員会において協議し、適正妥当な議会運営をはかられるよう求めます。

1. 公共施設再配置実施計画について、特別委員会の設置を求めます。

公共施設再配置実施計画においては、現在、第 1 次プロジェクトが協議されているが、今後も含め、長期的かつ多くの事業を包括するものであることから、継続的かつ専門的に取り組む必要がある。このため議会においても、特別委員会を設置して、通年の審議体制が求められるものと考えます。

2. 公共施設再配置計画第 1 次プロジェクトにおける事業契約の審議にあたり、議員への法的な問題に関する助言者として、弁護士を置くことを求めます。

当該事件の審議にあたり、副議長におかれては、弁護士による助言を求めることを提案されています。契約事件は 6 月議会の議案であるため、この期間中に助言者を起用されるよう求めるものです。ついては、市の担当弁護士ではなく、契約業務に精通した第三者の弁護士を複数選任するよう求めます。市においても、セカンドオピニオンの弁護士を置いていることから、議会においても複数の意見を聴取すべきであります。

3. 議員全員協議会における秘密会開催にあたっては、秘密会とする手続きを担保し、明文化すること。秘密会は、議員 3 人以上の発議により、出席議員の 3 分の 2 以上の多数をもって決定とすること。

先の会派・党代表者会議において、議員全員協議会については、「非公開とできる」規定を「秘密会とできる」とする変更案が出され、議会運営委員会に諮られるとききます。その手続きについては、地方自治法第 115 条の議会公開の原則に鑑み、秘密会とする要件に準拠することを求めます。

今回、秘密会とする提案理由として挙げられた「損害賠償事件などにおける医療事故被害者の個人情報保護のため」が示すように、その使用は、極めて限定的であらねばなりません。また既に、本会議における上記の個人情報保護は実施されており、議員全員協議会での審議が求められる可能性は極めて低いことを指摘しておきます。

4. 議員全員協議会において、秘密会規定を用いるにあたっては、秘密としなければならない事項と理由を明示し、その事項に限定すること。

上記同条および「地方自治法逐条解説」によれば、秘密会は限定的に用いることとされています。しかし、自治体によっては、議会の付議事件が開会前に議員の事実上の会合たる全員協議会において、実質上の審議がされ、委員会又は本会議が形式的な手続きになってしまうような運営は多分に問題があると指摘されています。

現在、本議会においては、議会改革が推進されています。住民への背理となるような全員協議会の開催は、厳に慎むべきであります。

以上